

四国地区骨材資源対策の基本方針（概要）

四国地区の建設工事では、これまでコンクリート用骨材などに海砂を広く用いてきた。しかしながら環境保全の観点等から、香川県が平成 17 年度から、愛媛県が平成 18 年度から、それぞれ海砂採取の禁止に踏み切ることにした。このため海砂に代わる良質なコンクリート用細骨材（以下、代替材と称する。）の確保に対する要求が高まっている。

このような現状から、国土交通省四国地方整備局及び四国 4 県では平成 12 年度から「四国地区骨材資源対策検討会」を設立し、四国地区における骨材資源対策について検討し、基本方針を策定するに至った。

1. 基本方針の策定にあたって

良質な社会資本の整備を行う上から、コンクリート構造物などの建設にあたっては、品質の確保、環境への配慮などが常に求められる。このため、コンクリートに使用される代替材について、品質の検証を行うとともに、環境や四国地区の地域性に配慮して、代替材の確保についての基本方針を策定した。

2. 基本方針

砕砂は、海砂に次いで使用実績が多く今後も安定供給が見込まれることから代替材として期待される。一方、副産物を有効利用することは、環境面から見た場合、廃棄物の発生抑制及び有限な天然資源の延命化等に貢献できることから、その意義は大きい。そのため、代替材として副産物の有効利用も促進する。

- 砕砂の使用量増加に対しては、現状の生産形態の変更や生産プラントの稼働率の増大による対応で可能であると考えられる。
- 高炉スラグ骨材、銅スラグ骨材およびフェロニッケルスラグ骨材は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、公共工事における特定調達品目に指定されていることから、これらの活用促進に努める。
- 石炭灰（フライアッシュ）は、土木学会四国支部が「細骨材補充混和材」としてコンクリートに多量に使用することによる細骨材使用量の低減を目的に、マニュアルの策定を行っている。このような現状を踏まえ、コンクリート分野への石炭灰（フライアッシュ）の有効利用を図る。
- コンクリート再生骨材など建設副産物のリサイクルの促進及び、一般廃棄物等溶融スラグの利用促進を行う。

3. 今後の展開

今後は、上記の基本方針に従い、国土交通省四国地方整備局および四国 4 県において、代替材を活用したパイロット事業等でフォローアップを実施するとともに、情報提供・情報交換を行う。また、副産物の利用にあたっては、多方面で新たな研究開発がなされていることから、その情報収集に努める。